

令和2年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立岩泉高等学校

校長名 吉川 彰彦

1 活動の方針

- (1) 基本理念である「文武両道」のもと、部活動をとおして技術や人間性を磨き、集団での責任感や連帯感を涵養し、健やかな心身を育成する。
- (2) 伝統ある活動の魅力を、活動をとおして校外に伝えるとともに、家庭や地域と連携を深め、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 部活動をとおして主体性を育み、スポーツ・文化活動の充実感を深く味わうことで、生涯にわたって豊かな生活を営む資質を醸成する。
- (4) 発達個人差、女子の成長期の状況等、スポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニングの導入、適切な休養日及び活動時間を設定する。
- (5) 加入については任意とするが、教育的価値を鑑み部活動を推奨する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週1日以上休養日を設定する。どの日に設定するかは各部の判断による。
- (2) 年間平均で週当たり2日以上休養日（年間約70日）となる設定に努める。
（オフシーズンの設定含）
- (3) 大会等のため、設定した休養日に活動する場合は、代替日を確保する。
- (4) 活動時間は生徒の健康面やバランスのとれた生活に配慮し、適切な時間とする。

3 活動のきまり

- (1) 定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は特別活動許可願いの決裁を受ける。
- (2) 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。
- (3) 各部顧問は年間活動計画（休養日及び参加予定大会日程等含む）及び、月間活動計画を作成し、校長に提出の上、生徒・保護者に示す。
- (4) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検をする。
- (5) 寒暖や熱中症指数等の健康指標に配慮し、無理のない練習メニューを提示するなど安全配慮義務を徹底し、練習環境の保全と整備をする。
- (6) 顧問をはじめとする指導者は、いかなる理由があっても、体罰や暴言等がない指導に徹する。

4 その他

上記以外の事項については、校長が決定する。